

# 東日本大震災における原子力発電所の事故による居住困難区域内の土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の特例適用申告書

柏市長 あて

年 月 日

申告者	住所・所在	〒 -	送付先	
	氏名・名称		電話番号	

地方税法附則第56条第13項、14項の規定（東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例）の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

なお、添付した戸籍謄本等に不足がある場合は、担当課に交付請求されることに同意します。

代替資産の所有者	住所・所在	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ				個人番号又は法人番号	
	氏名・名称	( ) ※ 対象区域内資産の所有者との関係 ( ) 内に記入してください。					
代替資産の状況	資産区分	所在	地番・家屋番号	地積・床面積	地目・構造・種類	共有持分	
				m <sup>2</sup>			
				m <sup>2</sup>			
				m <sup>2</sup>			
取得年月日等		土地	平成 年 月 日	家屋	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 被災住宅用地・ <input type="checkbox"/> 被災家屋の所有者と同居する（予定）	
対象区域内資産の所有者	住所・所在	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ					
	氏名・名称						
対象区域内資産の状況	資産区分	所在	地番・家屋番号	地積・床面積	地目・構造・種類	共有持分	
				m <sup>2</sup>			
				m <sup>2</sup>			
				m <sup>2</sup>			

- 「代替資産」とは、次項2の対象区域内資産に代わるものとして取得した土地又は家屋をいう。
- 「対象区域内資産」とは、東日本大震災での原子力発電所の事故による居住困難区域内に所在し平成23年度分の固定資産税について住宅用地の認定を受けた土地、又は同区域内に所在した家屋をいう。
- 特例の適用要件、必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

申告書を受理します

課長	副参事	統括リーダー	担当リーダー	担当

合議

家屋リーダー	家屋リーダー	土地リーダー

端末処理

土地入力	家屋入力	受付日
月 日	月 日	印

## 申告書の記入の仕方

### ◎ 特例の内容と適用要件

東日本大震災における原子力発電所の事故による居住困難区域内に家屋（対象区域内家屋）を所有、又はその敷地が住宅用地（対象区域内住宅用地）である所有者が、代替家屋又は代替土地の取得に係る固定資産税又は都市計画税の特例の内容と適用にあたっての要件は次のとおりです。

#### 1 特例対象者

- (1) 対象区域内住宅用地又は対象区域内家屋の居住困難区域設定指示が行われた日における所有者（対象区域内住宅用地又は対象区域内家屋が共有物の場合は、その持分を有する者）
- (2) (1)に掲げる者が個人である場合においてその者について相続が生じたときの相続人
- (3) 土地：個人の対象区域内住宅用地の所有者の三親等内の親族で、代替土地の上に新築される家屋に当該所有者と同居する予定であると市町村長が認める者  
家屋：個人の対象区域内家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族
- (4) (1)に掲げる者が法人である場合において、当該法人が合併が生じたときの合併後存続する法人または合併により設立された法人等

※ 震災時に借家住まいで震災後に家屋を取得された場合は、震災特例の対象になりません。

#### 2 対象区域内家屋要件

対象区域設定指示が行われた日において当該居住困難区域設定指示に係る居住困難区域設定指示区域内に所在した家屋

#### 3 対象区域内住宅用地要件

前記2の対象区域内家屋の敷地の用に供されていた土地で、平成23年度分の固定資産税について住宅用地の特例（地方税法第349条の3の2）の適用を受けたもの

#### 4 震災特例対象家屋要件

原則として対象区域内家屋の所有者が、対象区域内家屋の代わりとして取得した家屋（原則として対象区域内家屋と種類が同一で使用目的又は用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めるものに限ります。）

#### 5 震災特例対象土地要件

原則として対象区域内住宅用地の所有者が、当該対象区域内住宅用地の代わりとして市長が認める土地を取得した場合の当該取得された土地

#### 6 取得期間

居住困難区域設定指示が行われた日から、当該居住困難区域設定指示が解除された日から起算して3月（家屋が新築される場合は1年）を経過する日までの間に取得

#### 7 特例の内容

- (1) 土地 代替土地のうち対象区域内住宅用地に相当する部分を取得後3年度分について、当該土地を住宅用地とみなします。
- (2) 家屋 代替家屋に係る税額のうち当該対象区域内家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額します。

### ◎ 添付書類

- ア 「固定資産評価証明書」(※1)
- イ 「不動産登記簿謄本」(警戒区域内土地・家屋を証するもの)
- ウ 「不動産登記簿謄本」(代替土地・家屋を証するもの)
- エ 「商業登記簿謄本」(※2)
- オ 「建築確認申請書(写)」または「売買契約書(写)」等(※3)
- カ 「戸籍謄本(全部事項証明)」及び「住民票」(※4)

※1 区域内物件が所在する市町村で発行されたものがが必要です。

※2 区域内物件の所有者が法人の場合に必要です。

※3 土地のみ取得し、申請する場合必要です。

※4 上記「特例の内容と適用条件」1(3)に該当する場合必要です。

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合や、区域内物件の所在する市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。